

米国「Kids Online Safety Act」法案 について

MRI 三菱総合研究所

2022年3月16日

デジタル・イノベーション本部

目次

1. 経緯	2
2. 法案の概要	5
3. 条文ごとの概要	7

1. 経緯①(公聴会及び法案提出)

- 米国上院のブルーメンソル(民主党)、ブラックバーン(共和党)の両議員は、SNSの運営会社に対して16歳以下の利用者への安全対策を求める「子どもオンライン安全法案(Kids Online Safety Act:KOSA)」*1を2022年2月16日に提出した。
- それに先立ち、上院の商業・科学・運輸委員会では「オンラインの子どもの保護(Protecting Kids Online)」と題した公聴会が複数回開催されており、この結果を受けて法案を提出したとブルーメンソル議員は表明している*2。

開催日	種別	タイトル	備考
2021年 5月18日	公聴会	「オンラインの子どもの保護: インターネットのプライバシーと操作的マーケティング」	3人の有識者(大学教授、研究者、 財団代表)が出席
2021年 9月30日	公聴会	「オンラインの子どもの保護: フェイスブック、インスタグラム、メンタルヘルスへの悪影響」	Facebookが出席
2021年 10月5日	公聴会	「オンラインの子どもの保護: フェイスブック内部告発者の証言」	Frances Haugen氏が書面を 提出
2021年 10月26日	公聴会	「オンラインの子どもの保護: Snapchat, TikTok, YouTube」	Snap, TikTok, YouTubeが 出席
2021年 12月8日	公聴会	「オンラインの子どもの保護: Instagramと若年ユーザ向け改革」	Instagramが出席
2022年 2月16日	法案提出	「子どもオンライン安全法案(Kids Online Safety Act)」提出 (ブルーメンソル議員、ブラックバーン議員)	上院に提出され、商業・科学・運 輸委員会に掛けられた

*1 S.3663 - Kids Online Safety Act, <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/3663>

*2 Press Releases “Blumenthal & Blackburn Introduce Comprehensive Kids’ Online Safety Legislation”,
<https://www.blumenthal.senate.gov/newsroom/press/release/blumenthal-and-blackburn-introduce-comprehensive-kids-online-safety-legislation>

1. 経緯②(公聴会の開催状況)

- 米国上院委員会での「オンラインの子どもの保護(Protecting Kids Online)」公聴会の開催状況は以下のとおり。

開催日	サブタイトル	概要(公聴会ウェブサイトに記載された開催目的)	証人
2021年 5月18日	インターネットのプライバシーと操作的マーケティング	スクリーンタイムの急増により、子どものオンライン上の安全、プライバシー、ウェルビーイングに関する保護者の懸念が深まっている。TikTok、Facebook Messenger、Instagramなどのアプリは、若いユーザをプラットフォームに引き込み、彼らのデータがどのように使用されているか、マーケティング担当者がどのように彼らをターゲットにしているかについての懸念を引き起こしている。この公聴会では、 ビッグテック、子ども向けアプリ、操作的なインフルエンサーマーケティングがもたらす問題を検証 する。また、 COPPA、FTC広告開示ガイダンス等の法律・ガイドラインやその施行について、必要な改善策 を探る。	有識者*1
2021年 9月30日	フェイスブック、インスタグラム、メンタルヘルスへの悪影響	子どもたちや10代の若者たちは、自分たちの生活をオンラインで発信するよう、絶大な仲間からのプレッシャーや社会的期待にさらされている。最近のWSJの調査では、Instagramが若いユーザに与える影響(精神衛生を含む)についてFacebookが知っていることに関して、 厄介な洞察が明らかになった 。この公聴会では、 Facebookのアプリが若いユーザに与える影響に関する調査、これらのユーザへの脅威に対処するための行動、オンラインで子どもを保護するための政策の検討 について取り上げる。	Facebook
2021年 10月5日	フェイスブック内部告発者の証言	最近のWSJの調査により、Instagramがティーンエイジャーに与える影響、プラットフォームへの子供の扱い、その他Facebookに関連する消費者保護に関する問題点に関する厄介な洞察が明らかになっている。この公聴会では、 フェイスブックの内部告発者が、オンライン上の消費者を保護するために子どものプライバシー規制やその他の法律をどのように更新するかなど、その見解や経験について小委員会と話し合う機会を提供 する予定。	Frances Haugen氏(書面)
2021年 10月26日	Snapchat, TikTok, YouTube	子供や十代の若者たちは、Snapchat、TikTok、YouTubeなどのアプリで、絶大な同調圧力にさらされている。ソーシャルメディアは娯楽や教育の機会を提供することができるが、これらのアプリが悪用され、学校での破壊行為、致命的なバイラルチャレンジ、いじめ、摂食障害、操作的インフルエンサーマーケティング、グルーミングなどの破壊的行為を促進することもある。この公聴会では、 アルゴリズムや製品設計の選択が、どのように危害、中毒、プライバシーの侵害を増幅させるかを含め、ハイテク企業が若い視聴者をどのように扱っているかを検証 する。また、 オンライン上の子どもやティーンエイジャーを保護するために必要な法律の改善についても検討 する。	Snap Inc. TikTok YouTube
2021年 12月8日	Instagramと若年ユーザ向け改革	ニュース報道、内部告発の暴露、学術研究により、ソーシャルメディアが子どもや十代の若者に与える影響、特に彼らの精神的健康や幸福について、より明確な見解が示されつつある。子どもたちにコンテンツを押し付け、中毒のような行動を引き起こす製品設計や強力なアルゴリズムについて、保護者たちは深く懸念している。この公聴会では、 若いユーザへの影響についてInstagramが知っていること、改革へのコミットメント、潜在的な法的解決策 を取り上げる。	Instagram

*1 Angela Campbell氏(ジョージタウン大学法学部名誉教授), Serge Egelman氏(国際コンピュータ科学研究所CTO・共同設立者), Beeban Kidron氏(5Rights財団設立者・代表)

1. 経緯③(公聴会の主なポイント)

- 公聴会での主なポイントをまとめると以下のとおり。

有識者の 問題提起

- ほとんどの子どもは、主に大人向けに作られたサービスでほとんどの時間をオンラインで過ごしている。
- 子どもたちは、デジタル製品・アプリによって、日々データを収集され、重大なリスクに晒されている。
- 子どもや10代の若者を保護するために、新しいプライバシー保護法が必要である(COPPAの現在の規定では不十分、未成年者に対する不当で欺瞞的なマーケティングを防止するための法律が必要)。
- FTCは未成年者を保護するためにもっと積極的・協力的に法執行すべき
- 子ども向けモバイルアプリの半数以上はCOPPAに違反しており、効果的な規制とするためにCOPPAの法改正が必要。
- テックカンパニーは13歳未満を「子ども」として扱うが、18歳未満とすべき。
- 英国では「オンライン害悪白書」が作成され、「オンライン安全法案」が提案されたが、その前提は「私たちは皆、子どもに対して注意義務を負っており、デジタルサービスの場合に単純に制限されなければならないデザインや商慣習がある」というものである。

SNS事業者 ・PFの説明

- 未成年者保護では3つの要素が重要で、それぞれに取り組んでいる：
 - ①年齢確認・低年齢者に使わせない、②年齢に応じた適切な設計、③ペアレンタルコントロール
- 外部との共同研究も幅広く行っている。
- 様々なステークホルダーや外部専門家と連携・協力して、ユーザーが好ましい経験をするのを支援するよう取り組んでいる。
- 包括的なプライバシー保護法制が必要と述べてきた。
- 1企業で対応できる問題ではなく、業界団体での対応が必要である。
- Facebook文書に関する報道については誤りが多く含まれており、報道には含まれていなかったが、10代のユーザーへの調査では、Facebookに肯定的な評価が否定的な評価を上回っている、という調査結果も出ている。

内部告発者 の証言・意見

- Facebookは自社の利益と私たちの安全が対立した場合、一貫して自社の利益を優先して解決してきた。その結果、分裂、過激主義、偏向を増幅させ、世界中の社会を弱体化させるシステムになってしまった。場合によっては、この危険なオンライン上の会話は、人々に危害を加え、殺傷する実際の暴力にさえつながっている。
- その利益最適化装置が自傷行為や自己嫌悪を生み出しているケースもある。特に、10代の少女のような弱い立場の人々にとってはそうである。これらの問題は、フェイスブック自身の内部調査によって繰り返し確認されている。
- Facebookで起きていることについて、Facebookしか把握できない状況にあり、監督委員会でさえ知るすべを持たない。問題を認識し、有効な解決策や規制を講じるためには、透明性・説明責任が不可欠である。

2. 法案の概要①(問題意識と解決方策)

- 法案を提案した議員は、KOSAの提案に関する問題意識と解決策について以下のように説明している。

問題意識

- 過去10年間、アメリカでは10代の精神衛生上の危機を目の当たりにしてきた。
- 子どもや10代の若者たちの自殺率、自傷行為による入院、うつ病が急増している。この10年間だけでも、10代の若い女性の自殺や自傷行為による入院は2倍に増えている。
- 消費者保護小委員会での5回の公聴会、広範な学術研究、メディア報道、家族の悲痛な声が示すように、ソーシャルメディア・プラットフォームは、子どもや10代の若者たちの精神衛生上の危機に一役買っている。
- ソーシャルメディアは、ボディイメージの問題を助長し、中毒のような使用パターンを生み出し、若いユーザにとって有害または違法な製品を宣伝し、破壊的ないじめを助長する可能性がある。
- ソーシャルメディアの有害な影響を軽減することの重要性は、より多くの教育的・社会的活動がオンラインに移行しているため、パンデミックによってより一層緊急性を帯びてきている。

解決方策

KOSAは

- オンラインで子どもの健康と幸福を脅かす脅威から守るために必要なツール、セーフガード、透明性を家庭に提供する。**【親と子どもへの安全策とツールの提供】**
- ソーシャルメディア・プラットフォームが子どもの利益を第一に考えることを要求し、プラットフォームが安全をデフォルトとし、子どもと親がソーシャルメディアの破壊的な影響を防ぐのに役立つツールを提供することを義務付ける。**【ソーシャルメディアの説明責任】**
- ソーシャルメディア・プラットフォームが子どもへのリスクに対処するための有意義な手段を講じているかどうかを、保護者や政策立案者が評価できるようにする。**【アルゴリズムの開放】**

2. 法案の概要②(主な規定)

- KOSAの主な規定は以下のとおり。

ソーシャルメディア・プラットフォームの義務

- **子どものオンライン体験を保護するために、親と子どもに安全策とツールを提供する**
 - ソーシャルメディア・プラットフォームに対して、**未成年者の情報保護、中毒性のある製品機能の無効化、アルゴリズムによる推奨のオプトアウトなどのオプションを提供する**ことを要求する。
 - プラットフォームに対し、**デフォルトで最強の設定を有効にする**ことを要求する。
 - 子どもへの危害をプラットフォームに報告するための専用チャンネルを子どもや保護者に提供するなど、**子どもを支援し、有害な行動を発見するための新たな手段を保護者に提供する**。
- **ソーシャルメディアが子どもに与える害に対する説明責任を創出する**
 - 自傷行為、自殺、摂食障害、薬物乱用、性的搾取を助長するコンテンツなど、**未成年者への危害を防止・軽減するためのソーシャルメディア・プラットフォームの義務を創設する**。
 - ソーシャルメディア・プラットフォームに対し、未成年者へのリスク、本法律の遵守状況、およびプラットフォームがこれらの危害を防ぐための有意義な措置を講じているかどうかを評価する**独立監査を毎年実施することを義務付ける**。
- **ブラックボックス化されたアルゴリズムを開放する**
 - **学術研究者および非営利団体に対し**、未成年者の安全と福利に対する害に関する研究を促進するために、**ソーシャルメディア・プラットフォームの重要なデータセットへのアクセスを提供する**。
- 国立標準技術研究所(NIST)に対し、デバイスまたはオペレーティングシステムレベルで年齢を検証するシステムを開発するための、**技術的に最も実現可能な選択肢を評価する研究を実施**するよう要請する。
- **連邦取引委員会(FTC)および各州の司法長官が執行**するものとする。

年齢検証

執行

3. 条文ごとの概要(1/2)

第1条 短いタイトル	<ul style="list-style-type: none"> “Kids Online Safety Act”という。
第2条 定義 [主な定義の抜粋]	<ul style="list-style-type: none"> 「対象プラットフォーム」: インターネットに接続する商用ソフトウェアアプリケーションまたは電子サービスであって、未成年者が使用する、または使用する可能性が合理的に高いものをいう。 「未成年者」: 16歳以下の人を指す。
第3条 注意義務	<p>(a) 最善の利益 - 対象プラットフォームは、そのプラットフォームの製品またはサービスを利用する未成年者の最善の利益のために行動する義務を負うことを規定する。</p> <p>(b) 未成年者への害の防止 - 対象プラットフォームが防止および軽減する義務を負う、自傷行為、自殺、摂食障害、薬物乱用、性的搾取、および未成年者向けの違法商品(賭博やアルコールなど)の促進を含む未成年者に及ぶ一連の害を概説している。</p>
第4条 未成年者に対する保護措置	<p>(a) 未成年者の保護 - 対象プラットフォームは、ストーカー行為、搾取、中毒、危険な素材の巣窟から保護するためのコントロールを未成年者とその保護者に提供するように要求する。これらのコントロールは、デフォルトで最も強いオプションに設定され、若い視聴者がアクセスできるようにする必要がある。</p> <p>(b) 保護者向けツール - 対象プラットフォームは、安全設定の制御、時間の追跡、購入の制限、中毒的な使用への対処を含む、未成年者のプラットフォームの使用を監督するためのツールを保護者に提供するように要求する。これらのツールはデフォルトで有効であるべきである。</p> <p>(c) 報告メカニズム - 対象プラットフォームに対し、未成年者および保護者が危害について警告するための専用の報告チャネルを提供し、合理的かつタイムリーな方法で対応することを要求する。</p> <p>(d) 違法なコンテンツ - 対象プラットフォームが、未成年者に販売することが違法である製品またはサービスの広告を促進することを禁止する。</p>
第5条 開示	<p>(a) 通知 - 未成年者による登録または使用に先立ち、プラットフォームは、未成年者および保護者が利用できる方針、慣行、および保護措置について、明確で、アクセス可能で、わかりやすい通知を提供するものとする。</p> <p>(b) アルゴリズムによる推奨システム - アルゴリズムによる推奨システムを使用する対象プラットフォームは、これらのシステムで未成年者の個人データがどのように使用されているか、および推奨を修正するオプションに関する情報を提供するものとする。</p> <p>(c) 広告およびマーケティング - 未成年者を対象とした広告を促進する対象プラットフォームは、当該広告について、明確でアクセス可能かつ理解しやすいラベルを提供し、ターゲット広告における個人データの使用方法に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(d) 保護者および未成年者のためのリソース - 対象プラットフォームは、未成年者および保護者が利用できる方針、慣行、および保護措置について明確かつ包括的な情報を提供するものとする。</p>

3. 条文ごとの概要(2/2)

第6条 透明性	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者へのシステムリスクの監査 - 対象プラットフォームに対し、毎年、独立した第三者による対象プラットフォームの合理的な検査を通じて実施された監査に基づき、未成年者への危害リスクを特定し、講じた予防および緩和策を記載した公開報告書を発行することを求める。
第7条 独自調査	<p>(a) 定義 - [重要な定義の抜粋].</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益調査-広く認識されている公共の利益を促進することを主目的として行われる情報の科学的または歴史的分析。 適格研究者-高等教育機関または非営利団体に所属する、または雇用された個人またはグループ。 <p>(b) 未成年者への害に関するデータへのアクセス - 電気通信情報局(NTIA)長官は、適格な研究者が、未成年者の安全および幸福への害に関する公益研究を行うことのみを目的として、対象プラットフォームのデータ資産へのアクセスを申請でき、対象プラットフォームがこれを提供するプログラムを確立するものとする。</p> <p>(c) 独自収集のためのセーフハーバー - 未成年者への害に関するデータを収集する公益研究者のための保護を提供する。</p> <p>(d) 規則制定 - 本項を実施するための規則を管理者が公布することを認める。</p>
第8条 市場調査	<ul style="list-style-type: none"> 連邦取引委員会(FTC)に対し、未成年者の市場および製品に焦点を当てた調査を行おうとする対象プラットフォーム向けのガイドラインを制定することを要求する。
第9条 年齢検証の研究および報告	<ul style="list-style-type: none"> 国立標準技術研究所(NIST)に対し、デバイスまたはオペレーティングシステムレベルで年齢を検証するシステムを開発するための、技術的に最も実現可能な選択肢を評価する研究を実施するよう要請する。
第10条 執行	<ul style="list-style-type: none"> 連邦取引委員会(FTC)および各州の司法長官は、この法律を執行するものとする。
第11条 キッズ・オンライン・セーフティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> 商務長官は、本法の実施について助言を与える目的で、キッズ・オンライン・セーフティ協議会を設立し、召集するものとする。協議会は、保護者、専門家、技術者、連邦政府機関、州司法長官、青少年の声の代表者で構成される予定である。
第12条 充当の許可	<ul style="list-style-type: none"> 本法律を施行するために必要な金額を連邦取引委員会に充当することが許可される。
第13条 施行日	<ul style="list-style-type: none"> 本法は、制定日から18ヶ月を経過した日に施行されるものとする。
第14条 分離可能性	<ul style="list-style-type: none"> 本法のいずれかの条項が違憲であるとされた場合、残りの条項が適用されるものとする。

出典: "The Kids Online Safety Act of 2022 Section-by-Section Summary",
<https://www.blumenthal.senate.gov/download/kids-online-safety-act-section-by-section>

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所